

## 議案第 29 号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 25 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例  
杉並区立自転車駐車場条例（平成 5 年杉並区条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 杉並区立上井草北自転車駐車場の項中「杉並区井草五丁目 6 番 1 号」を「杉並区井草五丁目 5 番 2 号」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表第 1 に規定する杉並区立上井草北自転車駐車場の定期使用の承認、使用料の納付その他のこの条例の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の杉並区立自転車駐車場条例の規定により杉並区立上井草北自転車駐車場の定期使用の承認を受けている者は、新条例の規定により杉並区立上井草北自転車駐車場の定期使用の承認を受けている者とみなす。
- 4 杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例（令和 2 年杉並区条例第 42 号）は、廃止する。

### （提案理由）

上井草北自転車駐車場の位置を変更する等の必要がある。

案内図

杉並区立上井草北自転車駐車場

